

建築法上本庁舎の巨大豪華アトリウムホールは目的外建築物。単なる庁舎玄関の設計であり、消防法上ホールとして集会などに常時使用することは禁止されている。

正当な建築手続きを偽り、目的外建設されたアトリウムホールは、区民が集会場として常時使用することは消防法上出来ない。建設後20年を経過した現在、月1回開催される昼休みコンサートも、毎回4日前に消防署の臨時使用許可が必要。区幹部は建設当時「消防署の署長が2、3代替われれば忘れられ違法など問題ない」と嘯いていたが、オンブズマン練馬は違法事実を監視しており現在まで不正使用はない。建築基準法の法令遵守（コンプライアンス）無視を明白に示している実例である。

アトリウムホール



練馬区西部に200床規模の新病院

東京都西北部に新たに381床の病床が割り当てられ新病院建設が可能になった。練馬区西部に回復期医療の病院（200床）が計画されているが大泉地区には開業医が多く、経営上の問題も危惧されている。

地域医療振興協会光が丘病院の経営に住民運動の影。区内の病床不足と云われながらも患者四散でベッドはガラ空き。既に赤字20億円。

撤退した日大病院と練馬区の50億円保証金返還をめぐる裁判は進展なくドロ沼状態。

旧光が丘病院の患者は既に日大板橋病院や順天堂大学練馬病院に受診先を変えている。光が丘病院建物の家賃、保証金は全て無料とされているが、今後、順調な経営が行われるか疑問もあり、多額の補助金が必要とされるような事態になってはならない

関越高架下高齢者センター等施設建設懇談会委員選定の不当人事。近接の住民はすべて除外・企画部長「建設に反対意見発言者は選定せず」の暴言

抗議する住民に対して興奮した企画部長は「施設建設は決定している。区の計画に反対する意見を一度でも発言した住民は選出しない」。これではあまりに傲慢で住民参加の区政など出来るわけがない。

高速道路公団・NEXCO管理課長は「高架下使用の申請も許可も未だ何も決定していない」と云うが、無償でも40年経過した橋脚による損傷事故があれば貸した公団にも責任が存在する。巨額の費用をかけて出来上がった施設を、直ぐ解体する事態も当然あり得る状況である。



外環2(地上部道路)は重大な公害と環境破壊。公害被害があるので外環本線を地下化したのに、なぜ地上部にも作るのか？

大泉地区は、関越高速道路インターチェンジによる排気ガス公害に加えて地上部の外環2ができれば、区西部地区が二つに分断され、ぜんそくなどの公害汚染ばかりか地域の発展も阻害される。

商店会の補助金2,300万円不正事件、区は6年間も事実確認出来ず。

多額の区補助金が不正使用されていた。倒産した商店の架空の領収書や、金額が改ざんされた領収書など長期にわたって調査確認もせず、区民の税金が使われていた。精神福祉施設への多額の補助金搾取事件があったばかりであり、担当職員の怠慢、責任が追及される事態である。

区の事業が外部委託されるケースが多くなっているが、多額の補助金は区民の血税使用であることを忘れてはならない。

3商店会が不正受給
練馬区、300万円返還請求

練馬区は7日、中元や歳末セール時などの補助金を不正に受け取っていたとして、区内の3商店会に対して、区内の3商店会に対し、近々計約2300万円の返還を請求すると発表した。廃業した店舗の領収書があったことから発覚した。不正に受給していたのは、同区春日町5丁目から向山4丁目わたるニコニコ商店会（飲食料品など24

は、同区春日町5丁目から向山4丁目わたるニコニコ商店会（飲食料品など24店）と、合同のイベントを行った近隣の2つの商店会、同区の調査によると、3商店会は平成19、24年度、商店街支援や空き店舗を活用した産直販売の支援を目的とした補助金のうち、計約1761万円を不正に受給していた。違約加算金約543万円（7日付の仮算定）と合わせ、約2300万円の返還を求め、商店会側は指摘を受けた事実について大筋で認め、返還に応じるという。同区商工観光課の吉田哲課長は「商店街の活性化を支援する制度が悪用され、誠に遺憾であり、区民にお詫びする。再発防止のため従来確認作業に加え、イベント事業の抜き打ち検査といった審査方法の見直しに努める」と話している。

オンブズマン練馬は長年にわたって練馬区の公金不正使用事件等、行政運営上の問題点を追及してきました。しかし今回の建築違法事件は、行政運営の基本である法律を全く無視した事件であり練馬区行政の存在自体を問われる事態であります。更なる監視を続けていきます。